

議会議案第1号

安中市議会会議規則の一部を改正する規則について

安中市議会会議規則を次のように改正する。

令和8年2月25日提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 小林克行

安中市議会議長 佐藤貴雄 様

## 安中市議会会議規則の一部を改正する規則

安中市議会会議規則（平成18年安中市議会規則第1号）を次のように改正する。

目次中「、参考人」を「及び参考人」に改める。

第6条中「すべて」を「全て」に改める。

第8条第2項本文中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第13条第2項中「そなえ」を「備え」に改める。

第14条中「再び」を「、再び」に改める。

第18条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない」に改め、同条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第28条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に改め、「を備付けの投票箱に投入」を削る。

第37条中「まって」を「待って」に改める。

第44条第1項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第49条第1項及び第51条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第54条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「発言」を「、発言」に改める。

第69条の見出し中「起立又は挙手」を「電子採決システム等」に改め、同条第1項中「問題を可とする者に起立又は挙手をさせ、起立又は挙手」を「電子採決システムにより問題を可とする者」に改め、同条第2項中「議長が」の次に「前項の規定により」を、「とき、又は」の次に「第1項若しくは前項の規定による」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 電子採決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。この場合において、賛成又は反対のいずれのボタンも押さない者については、問題を否とする者とみなす。

3 第1項及び第75条ただし書の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めると

きは、起立又は挙手により表決を採ることができる。この場合において、議長は問題を可とする者に起立又は挙手をさせ、起立又は挙手の多少を認定して可否の結果を宣告する。

第75条ただし書中「起立の方法で」を「電子採決システムにより」に改める。

第76条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第1章第9節の節名を次のように改める。

#### 第9節 公聴会及び参考人

第79条第1項中「いう。）は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削る。

第99条中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない」に改める。

第113条及び第115条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第124条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる」に改める。

第126条中「第1章第4節」を「、第1章第4節」に改める。

第130条の見出し中「起立」の次に「又は挙手」を加え、同条第1項中「起立させ」を「起立又は挙手をさせ」に、「起立者」を「起立又は挙手」に改める。

第136条ただし書中「起立」の次に「又は挙手」を加える。

第137条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第138条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改める。

第140条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第140条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第140条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第142条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第144条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第151条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改める。

第156条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第158条中「すべて」を「全て」に改める。

第160条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第160条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

附 則

この規則は、安中市役所位置条例の一部を改正する条例（令和7年安中市条例第32号）の施行の日から施行する。





(新設)

2 議長が \_\_\_\_\_ 起立又は挙手の多少を認定し難いとき、又は \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_ 議長の宣告に対して出席議員6人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(簡易表決)

第75条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員6人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で \_\_\_\_\_ 表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第76条 (略)

2 (略)

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

#### 第9節 公聴会、参考人

(公述人の決定)

第79条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、 \_\_\_\_\_ あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(動議の撤回)

第99条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する \_\_\_\_\_

(発言の許可)

において、賛成又は反対のいずれのボタンも押さない者については、問題を否とする者とみなす。

3 第1項及び第75条ただし書の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、起立又は挙手により表決を採ることができる。この場合において、議長は問題を可とする者に起立又は挙手をさせ、起立又は挙手の多少を認定して可否の結果を宣告する。

4 議長が前項の規定により起立又は挙手の多少を認定し難いとき、又は第1項若しくは前項の規定による議長の宣告に対して出席議員6人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(簡易表決)

第75条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員6人以上から異議があるときは、議長は、電子採決システムにより表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第76条 (略)

2 (略)

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

#### 第9節 公聴会及び参考人

(公述人の決定)

第79条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ \_\_\_\_\_ 申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(動議の撤回)

第99条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

(発言の許可)

第113条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第115条 発言は、すべて簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(答弁書の朗読)

第124条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる

\_\_\_\_\_。

(選挙規定の準用)

第126条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第1章第4節の規定を準用する。

(起立\_\_\_\_\_による表決)

第130条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ\_\_\_\_\_、起立者\_\_\_\_\_の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 (略)

(簡易表決)

第136条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立\_\_\_\_\_の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第137条 (略)

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第138条 (略)

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人\_\_\_\_\_の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3及び4 (略)

第113条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第115条 発言は、全て簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(答弁書の配布)

第124条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長はその写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代

えることができる。

(選挙規定の準用)

第126条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

(起立又は挙手による表決)

第130条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手をさせ、起立又は挙手\_\_\_\_\_の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 (略)

(簡易表決)

第136条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手\_\_\_\_\_の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第137条 (略)

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第138条 (略)

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人\_\_\_\_\_の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3及び4 (略)

(請願の委員会付託)

第140条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(請願の審査報告)

第142条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(新設)

2 (略)

(陳情書の処理)

第144条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(携帯品)

第151条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第156条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第158条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(新設)

(請願の委員会付託)

第140条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(請願の審査報告)

第142条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により \_\_\_\_\_ 議長に報告しなければならない。

(1)及び(2) (略)

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 (略)

(陳情書の処理)

第144条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(携帯品)

第151条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘 \_\_\_\_\_ の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第156条 議場又は委員会の会議室において、資料等 \_\_\_\_\_ を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第158条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(代理弁明)

第160条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。